静岡県告示第206号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月27日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

２の⑵のエの表スルガ銀行株式会社横浜戸塚支店の項所在地の欄中「4,100番地のロ号」を「114番地」に改める。

２の(3)のエの表株式会社静岡中央銀行浜松支店浜松南営業センター出張所の項所在地の欄中「215番地の１」を「1159番地」に改める。

附　則

この告示は、平成30年４月９日から施行し、２の⑶のエの表に係る改正規定による改正後の静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定は、平成30年１月13日から適用する。